

「臨海部埋立地への建設発生土(陸上残土) 受入基準等」について

本市公共工事等により発生する建設発生土を夢洲に受入れるにあたり、次のとおり受入基準等を定める。

● 受入基準等

建設発生土の受入基準

- 1 本市の公共工事等により発生するもので、次の基準に適合するもの
 - (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める廃棄物に該当しないこと
 - (2) 建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準に適合すること
「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」……別紙1のとおり
- 2 前項に定める基準に適合することを土質検定試験書等の書面により証するもの
「建設発生土の受入に係る土質検定試験書等提出要領」……別紙2のとおり
- 3 改良土（軟弱土砂を改良したもの）は、上記2項の基準に適合するとともに、次の基準を満たすものとする。ただし、事前協議を要する。
 - (1) 固結して地中障害とならないこと
 - (2) 再掘削した改良土が産業廃棄物とならないこと
- 4 建設発生残土の搬入に際し、工事施工区域外で仮置きする場合は、仮置きによる搬入残土の土壌汚染を防止するとともに、事前協議の上、仮置き場の設置について搬入申請書に明記すること。また、工事場所（仮置き場も含む）から夢洲基地までの搬入ルートを添付すること。

適用時期

平成31年4月1日

建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準

別紙 1

物理性状	粒 径 (共 通)	概ね 15cm 以上の石を含まないこと。			
	臭 気 (共 通)	悪臭を放たないこと。			
	土 質 (普通土)	粘土、シルトでないこと。			
	含水比 (普通土)	含水比が低く一般土工機での取り扱い及び運搬が容易なもの。			
	含水比 (軟弱土)	粘土、シルトを含み性状的に軟弱な土砂のうち、一般土工機での取り扱い及び運搬が容易にでき、普通仕様のダンプトラックで運搬できる程度のもの。			
化学性状	試験項目	基 準 値		試験方法	
		溶出量基準	含有量基準		
	(1) カドミウム及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	(溶出試験) H3.8.23 環境庁告示第 46 号 「土壤の汚染に係る環境基準について」に定める方法によること。
	(2) シアン化合物	検出されないこと		1kg につき遊離シアン 50mg 以下	
	(3) 有機燐化合物	検出されないこと			
	(4) 鉛及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	
	(5) 六価クロム化合物	検液 1L につき	0.05mg 以下	1kg につき 250mg 以下	
	(6) 砒素及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	
	(7) 水銀及びその化合物	検液 1L につき	0.0005mg 以下	1kg につき 15mg 以下	
	(8) アルキル水銀	検出されないこと			
	(9) ジクロロメタン	検液 1L につき	0.02mg 以下		
	(10) 四塩化炭素	検液 1L につき	0.002mg 以下		
	(11) 1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき	0.004mg 以下		(含有試験) H15.3.6 環境省告示第 19 号に定める方法によること。 (27) は、S48.2.17 環境庁告示第 14 号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。
	(12) 1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき	0.1mg 以下		
	(13) 1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき	0.04mg 以下		
	(14) 1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき	1mg 以下		
	(15) 1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき	0.006mg 以下		
	(16) トリクロロエチレン	検液 1L につき	0.03mg 以下		
	(17) テトラクロロエチレン	検液 1L につき	0.01mg 以下		
	(18) 1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき	0.002mg 以下		
	(19) チウラム	検液 1L につき	0.006mg 以下		
(20) シマジン	検液 1L につき	0.003mg 以下			

(21) チオベンカルブ	検液 1L につき	0.02mg 以下		
(22) ベンゼン	検液 1L につき	0.01mg 以下		
(23) セレン及びその化合物	検液 1L につき	0.01mg 以下	1kg につき 150mg 以下	
(24) ふっ素及びその化合物	検液 1L につき	0.8mg 以下	1kg につき 4,000mg 以下	
(25) ほう素及びその化合物	検液 1L につき	1mg 以下	1kg につき 4,000mg 以下	
(26) PCB	検出されないこと			
(27) 有機塩素化合物			1kg につき 40mg 以下	
(28) クロロエチレン	検液 1L につき	0.002mg 以下		
(29) 1,4-ジオキサン	検液 1L につき	0.05mg 以下		
(30) 銅又はその化合物	検液 1L につき	3mg 以下		S48. 2. 17 環境庁告示第 14 号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。
(31) 亜鉛又はその化合物	検液 1L につき (H18. 4. 1~H19. 6. 10	2mg 以下 5mg 以下)		
(32) ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき	2.5mg 以下		
(33) クロム又はその化合物	検液 1L につき	2.0mg 以下		
(34) ニッケル又はその化合物	検液 1L につき	1.2mg 以下		
(35) バナジウム又はその化合物	検液 1L につき	1.5mg 以下		
(36) 油分	海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであること。			
(37) ダイオキシン類	検液 1L につき	10 p g -TEQ 以下	土壌 1 g につき 1,000 p g -TEQ 以下	(溶出試験) S48. 2. 17 環境庁告示第 14 号「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」に定められた方法とすること。 (含有試験) H11. 12. 27 環境庁告示第 68 号「土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法」によること

注) 試験実施項目については、事前の土地履歴調査等により揮発性有機化合物及び重金属等の使用履歴による土壌汚染の恐れがないと推測される場合、港湾局と協議のうえ考慮できるものとする。

建設発生土受入に係る土質検定試験書等提出要領

建設発生土の受入基準に定めるところの土質検定試験書等の取扱いは、次に定める要領に基づくものとする。

1 土質検定試験書等の提出基準

(1) 土質検定試験書等の提出

ア 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 以上の工事については、土質検定試験書を提出すること。

ただし、過去に試験が実施され、その結果が受入基準に適合する区域の土砂については、その範囲を明記した土質検定試験書の写しの提出をもって試験実施に代えることができる。

イ 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 未満の工事であって、発生場所が工場敷地、河川敷、河川内、廃棄物処分地、廃棄物処理施設及びこれらの跡地の履歴を有する場合、若しくはその工事が一団地並びに一連の開発行為のもと、全体の想定土量が $2,500\text{m}^3$ 以上の場合は、事前協議の上、土質検定試験書を提出すること。

ただし、過去に試験が実施され、その結果が受入基準に適合する区域の土砂については、その範囲を明記した土質検定試験書の写しの提出をもって試験実施に代えることができる。

ウ 1件工事での建設発生土の搬入土量が $2,500\text{m}^3$ 未満の工事であって、発生場所がイに定める履歴を有しない場合は、「土地履歴等調査書」(様式1)の提出をもって試験実施に代えることができる。

エ 港湾局が特に必要と認め、土質検定試験の実施を求めたときは、速やかにそれを実施し土質検定試験書を提出すること。

(2) 土質検定試験方法

ア 試料採取地点

原則として、地表面より 50cm の位置の土壌を採取すること。

ダイオキシン類は、地表面より 5cm の位置の土壌を採取すること。

ただし、トンネル工事等の場合は、断面内またはその付近から採取すること。

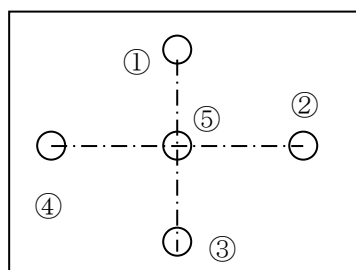
イ 試料採取数

搬入土量 $2,500\text{m}^3\sim 10,000\text{m}^3$ は原則として $2,500\text{m}^3$ 毎に1検体とし、1検体における試料採取は、原則として5箇所とする。

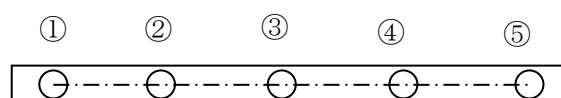
ただし、大規模工事(発生量 $10,000\text{m}^3$ 以上)については、港湾局と別途協議とする。

試料採取の基本形状

a エリア掘削



b ライン掘削



○：試料採取箇所

ウ 試験方法

上記イの採取試料を、等量混合のうえ（別紙1）による方法で試験を行うこと。

エ 試料採取等については、上記の方法によるほか、土壤汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める方法によることができる。

(3) 検定試験実施項目の運用について

事前の土地履歴調査等により揮発性有機化合物及び重金属等の使用履歴による土壤汚染のおそれがないと推測される場合は、「建設発生土の物理性状と化学性状に係る受入基準」（別紙1）に係る化学性状の試験項目の実施について、港湾局と協議のうえ考慮できるものとする。

2 仮置き場の調査

建設発生土を発生場所から直接、夢洲へ搬入せず、発生場所以外の場所に一時仮置きする場合は、仮置き場の履歴調査の実施と、仮置き場及びその周辺の土地の性状が分かる書類及び位置図を「搬入申請書」に添付し提出すること。

3 土質検定試験書等の提出先

(1) 提出書類

「土質検定試験書」または「土地履歴等調査書」（様式1）

土質検定試験書は、採取位置が平面、断面的に確認できる「試料採取位置図」を含み、化学性状に係る受入基準に対しての適合判定を明記するものとする。

(2) 提出時期

搬入予定日の2週間前まで

(3) 提出先

港湾局計画整備部工務課

土地履歴等調査書

「建設発生土の受入基準」に基づき土地履歴等を調査のうえ、次のとおり土砂搬入に支障がないので届け出ます。

1 所 管 局					
2 工 事 名 称					
3 発 生 場 所 (工 事)	大阪市 区				
4 土 地 の 履 歴			調査資料	別紙参照	
5 地 形 (現状の土地利用)	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 道路予定地 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 ()				
6 土 の 種 類	<input type="checkbox"/> 砂	<input type="checkbox"/> 砂質シルト	<input type="checkbox"/> シルト粘土	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 未確認
7 色 相	<input type="checkbox"/> 黒色 <input type="checkbox"/> 褐色 <input type="checkbox"/> 黄色 <input type="checkbox"/> 灰色 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 未確認
8 臭 気	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (様な臭い)				<input type="checkbox"/> 未確認
9 調査者所属氏名 (監督員)	所 属			電話番号	—
	氏 名			F A X 番号	—
10 備 考					

(注1) 土質検定試験を要しない場合に提出して下さい。

(注2) 「土地履歴等調査書」は、工事発注部局の担当者が記入して下さい。